

# 超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム 幹事会運営要綱

## (設 置)

第1条 幹事会は、超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム(以下「本会」という。)規約第15条に基づき設置する。

## (任 務)

第2条 幹事会は、本会規約第15条第4項の規定に基づき次の事項を議決する。

- (1) 本会への入会申込みの承認
- (2) 総会に提出すべき事項
- (3) 会長が特に必要と認めた事項
- (4) 本会の事業の執行方法の細則に関する事項

## (開 催)

第3条 幹事会は、会長が召集する。

2 幹事会は、必要に応じて随時開催する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者別の会議を開催することができる。

## (運 営)

第4条 幹事会は、委任状による出席も含めて、幹事会構成員(会計監査役を除く。以下同じ。)の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 幹事会の議決は、出席した幹事会構成員の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

3 幹事会は、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。

## (庶 務)

第5条 幹事会の庶務は、本会の事務局が行う。